**第３章　障害者施策の推進（障害者計画）**

**基本施策１　　 保健・医療**

障害のある人が必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーション等を、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実を図るとともに、障害の重度化・重複化の予防やその対応に留意することが重要です。

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り医療の提供・支援を地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院、地域生活への移行・定着を進めていけるよう、保健所や地域の医療機関等との連携促進、地域における適切な精神医療提供体制や社会復帰支援体制の整備など「地域包括ケアシステム」の構築を推進していくことが求められています。

障害のある人への医療の提供や支援については、それぞれの特性に応じた適切な対応が重要です。特に精神疾患や難病をはじめ、症状の変化や進行等により状態が不安定な人については支援ニーズも様々であるため、きめ細やかな対応が求められています。

各種健康診査や保健指導の実施により、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期支援に取り組むことが重要です。

市の現状と課題

**■**医療、リハビリテーションについては、障害のある人が必要な医療を十分に受けることができるよう、各種公的医療費の助成事業を継続的に実施しています。また、「第３次地域いきいき健康プランあまがさき（尼崎市地域保健医療計画）」に基づき、地域保健に関連する様々な施策を展開するとともに、「兵庫県立尼崎総合医療センター（ＡＧＭＣ）」や「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター（あまリハ）」等と連携を図りながら、医療体制の充実に取り組んでいます。今後は、これら専門機関のほか、訪問看護ステーションなど地域の医療機関との連携による支援の充実を進めていくことが課題となっています。

**■**精神保健に対する施策については、精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、医師による精神保健相談や精神保健福祉相談員・保健師による訪問相談を実施しています。また、入院患者の退院や地域移行への支援、精神科救急医療への対応については、兵庫県や阪神南圏域の自治体とも連携を図りながら、地域の支援機関とその実施体制や支援の充実に取り組んでいます。今後は、精神障害の当事者やその家族の意見等も十分に踏まえながら、これら支援を含めた本市における「地域包括ケアシステム」の構築を進めていくことが課題となっています。

**■**難病等に対する施策については、治療を必要とする患者等が、適切なタイミングで必要な治療を受けることができるよう、「兵庫県難病相談支援センター」と連携を図りながら、相談支援を実施しています。また、難病患者やその家族の身体的かつ精神的な負担を軽減し、その療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談・交流会を開催して、患者本人やご家族同士の交流の促進につなげています。今後は、難病患者が抱える疾患や悩み、福祉ニーズ等は様々であることに十分配慮して、よりきめ細やかな対応や支援ができるよう、これら取組を充実させていくことが課題となっています。

**■**障害の原因となる疾病の予防・支援等については、乳幼児健診など子どもの健診や発達相談事業を実施するほか、「子どもの育ち支援センター（いくしあ）」の専門職が保育施設や学校園を訪問するなどして、発達に課題を抱える子どもへのかかわり方や保護者への助言等を行い、必要に応じて適切な療育へとつないでいます。また、保健福祉センターや保健所において、特定健診や保健指導など各種健診や健康相談を実施することで、疾病等の発症や重症化の予防に取り組んでいます。今後は、これら支援機関や地域の療育支援機関、学校園との連携による支援の充実を進めていくことが課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**

**８割以上の方が通院か入院を  
しており、医療ニーズは高い**

**医療を利用している人のうち、  
受診の際に困ったことがある人は約半数**



無回答

受けていない

継続した

医療受診

の状況

受けている

（通院・入院）



医療機関の

受診の際に

困っている

こと

無回答

**ある**

ない

**困っていることの内容**

●いくつもの医療機関に  
通わなければならない

●医療費の負担が大きい

●通院の交通手段の確保

●医師とのコミュニケーション　　　　　など

**テーマ別部会等の意見より**

〇当事者団体も協力して、「あまリハ」や訪問看護ステーション等との連携による在宅リハビリを推進していきます。

〇「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築にあたっては、退院促進（地域移行）の視点だけでなく、「引きこもり（うつ）」や「孤立」、「救急対応」など地域生活における様々な課題について、幅広く協議していくことが必要です。

〇難病患者に対する相談支援の充実に向けては、「兵庫県難病相談センター」と保健所、当事者団体の一層の連携が必要です。

施策の方向性

（１）医療、リハビリテーション

　①　公的医療費助成制度の実施

●障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性疾病にかかっている子どもの健全な育成を図るための医療について、医療費の助成を行うとともに、一層の制度周知を図ります。

●障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療費の自己負担額を軽減する助成制度を継続的かつ安定的に実施します。

　②　地域の医療体制等の実施

●障害のある人が身近なところで安心して医療を受けられるよう、地域の総合病院（兵庫県立尼崎総合医療センターなど）や診療所など医療機関との連携や情報共有を進め、医療関係者に対して障害への理解促進を図るとともに、地域の医療体制の充実に取り組みます。

　③　リハビリテーションの充実

●障害の状況に応じた効果的な治療・訓練が提供できるよう、身体障害者福祉センターやデイケア事業所等におけるリハビリ教室、訓練講座の開催等を行うとともに、兵庫県が設置する専門支援機関（兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター）や地域の訪問看護ステーション等との連携により、在宅におけるリハビリの推進（兵庫モデル）を図るなど、地域のリハビリテーション体制の充実に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 自立支援医療（更生医療）費の助成件数 | | 5,996件 | 6,200件 | 6,106件 | **→** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 増加傾向にある更生医療の費用助成について、適正な給付事務に取り組みます。 | | | | | |
| 障害者（児）医療費の助成件数 | | 432,045件 | 432,024件 | 370,095件 | **→** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療費（自己負担分）助成制度を継続的に実施します。  ※令和元年度から助成件数の算出方法を一部変更しています。 | | | | | |
| 重症心身障害児者訪問看護療養費の助成件数 | | 276件 | 665件 | 664件 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 専門的なリハビリテーション等を在宅で受けることができるよう、訪問看護療養費（自己負担分）助成制度の実施とその利用促進に取り組みます。 | | | | | |

（２）精神保健に対する施策

　①　医療・相談支援の充実

●精神障害のある人が可能な限り地域において支援が受けられるよう、保健や医療、福祉関係者等のほか、当事者やその家族が参画する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助等の提供体制の充実を図るなどし、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

●精神保健福祉相談や思春期相談、依存症専門相談など各種相談事業に取り組むとともに、精神保健福祉相談員や保健師による訪問等を実施し適切な治療につなげます。また、兵庫県が設置する専門支援機関（兵庫県精神保健福祉センターなど）と連携を図るなどし、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。

●当事者やその家族、関係団体など様々な視点からの相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。

　②　理解・知識の普及等

●精神障害に関する正しい理解と認識を深めるとともに、自殺対策の一層の推進を図るため、こころの健康相談・健康教育や家族教室の実施、心の健康のつどい講演会を開催します。また、参加対象に応じた取組やニーズの把握に努めるほか、啓発事業等を行うにあたっては、当事者やその家族等が活動する団体等と協力や連携を図ることで、開催内容の充実に取り組みます。

　③　精神科救急医療への対応

●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 退院促進・地域移行支援に関する相談 回（人）数 | | 172回 | 248回 | 333回 | **↗** |
| 90人 | 135人 | 143人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 精神科病院や福祉事務所、相談支援事業所等との連携を図るなど、保健所や保健福祉センターにおいて、精神障害のある人の退院促進や地域移行・定着に向けた相談支援等に取り組みます。 | | | | | |

（３）難病等に対する施策

　①　医療・相談支援の充実

●難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組みます。また、兵庫県が設置する専門支援機関（兵庫県難病相談センターなど）や医療機関と連携を図るなどし、難病患者の地域生活の支援に努めます。

●当事者やその家族、関係団体など様々な視点からの相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。

　②　理解・知識の普及等

●難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催するとともに、本人や家族同士の交流を促進します。また、保健や医療、福祉サービスの提供等にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズなど）に配慮したものとなるよう、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 難病相談会・交流会活動の参加者数 | | 330人 | 373人 | 347人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 難病患者等への相談会や、本人や家族同士の交流会活動について一層の周知を図り、参加者数の増加につなげます。 | | | | | |

（４）障害の原因となる疾病の予防・支援等

　①　早期発見・早期支援の推進

●乳幼児等の健康診査や専門相談、療育教室を実施して、発達の遅れや障害が疑われる子どもの早期発見・支援に取り組みます。また、「子どもの育ち支援センター（いくしあ）」において保育園や幼稚園、学校等と連携を図るなどし、発達に課題を抱える子どもを適切な支援につなげます。

●障害の原因となる様々な疾病等の早期発見を進めるため、各種健康相談や健康教育など疾病に対する啓発等を実施し、早期受診の必要性について周知を図るとともに、必要な支援につなげます。

　②　健康づくりの推進

●糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査や保健指導等の実施に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 乳幼児健康診査の受診率（※） | | 95.6％ | 95.7％ | 96.6％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 子どもの成長や発達に影響を及ぼす疾病等の早期発見・早期支援につなげるため、乳幼児健康診査の受診率向上に取り組みます。  ※受診率については、３か月健診に係る数値 | | | | | |
| 特定健康診査の受診率 | | 38.6％ | 32.9％ | 31.4％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に取り組むため、特定健康診査の受診率向上に取り組みます。 | | | | | |

**基本施策２　　 福祉サービス、相談支援**

障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実や障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、相談支援の充実に取り組むことが重要です。

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制を構築することが求められています。

障害のある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成促進や「意思決定支援ガイドライン」の普及等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めることが必要です。

各種ガイドラインの周知と相談支援専門員や障害者相談員に対する研修の実施等により、相談支援業務の質の向上を図るとともに、障害種別による専門の支援機関や児童相談所、更生相談所、保健所など関係機関とのネットワークの構築やその活用を推進し、障害のある人が身近な地域で必要に応じた相談支援を受けることができる体制を整備することが必要です。

市の現状と課題

**■**障害福祉サービス等については、第５期計画に掲げるサービスの提供体制や確保の方策等を踏まえつつ、本市の支給決定基準（ガイドライン）等について、「基幹相談支援センター」を中心として利用者や事業者へ周知や説明等を行うことで、基準に即した支給決定や利用者への適切なサービス提供に取り組んでいます。今後は、利用者に対するサービスの質を向上させていくため、事業所への実地指導の実施やサービス報酬の請求審査に係る取組を充実するほか、第６期計画に掲げる取組を推進していくことが課題となっています。

**■**障害のある人の相談支援体制については、本市の中核機関となる「基幹相談支援センター」やそれぞれの障害種別を担当する委託相談支援事業所を中心に、市役所や保健所、地域の指定相談支援事業所による重層的な支援体制を構築して、障害のある人やその家族、介護者、事業者等からの様々な相談に対して支援や助言等を行っています。支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等に伴い、相談件数や複雑かつ専門的な事案も増えるなど相談支援ニーズが一層高まる中、今後は、担い手となる相談支援専門員の支援力を向上させるなど本市の相談支援機能のさらなる充実や、全ての支給決定者に対する「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」の早期作成が課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**

**福祉サービスの利用は、18歳以上では安定しており、18歳未満では約1.2倍に増加**



18歳

以上

18歳

未満

**利用の多いサービスの種類**

18歳以上

　○移動支援

　○ホームヘルプ

　○生活介護

　○就労支援

18歳未満

　○放課後等デイサービス

　○児童発達支援

　○サービスを利用するための  
　相談支援

≪福祉サービスの利用状況≫

**18歳未満の相談先では「相談支援事業所」が約２倍に増加**



≪福祉サービスを利用する場合や支援を受ける場合の相談先（上位６項目）≫



18歳以上

（％）

18歳未満

（％）

**サービス利用計画等の作成は着実に増加しており、特に18歳未満では８割以上**

≪サービス利用計画作成率の推移≫

≪障害種別サービス利用計画作成状況（令和元年度）≫

（％）

（％）



**テーマ別部会等の意見より**

〇障害のある人の居場所となる「日中一時支援」は、多様なニーズに応えられるサービスであるため、提供体制の充実が必要です。

〇相談支援体制の充実に向けては、相談支援専門員の増員や個々の支援力の向上だけでなく、ピアサポーター等との連携強化にも取り組むことが必要です。

施策の方向性

（１）障害福祉サービス等

　①　訪問系サービスの充実

●障害のある人の在宅生活を支えるため、個々のニーズや生活状況等に応じた必要な居宅サービス（居宅介護、重度訪問介護など）を提供します。

　②　日中活動系サービス等の充実

●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で安定した生活を営むことができるよう、日中の通所サービス（生活介護など）を提供します。

●入所施設や病院から地域生活へ移行する障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練（機能訓練、生活訓練）を提供します。

●家族や介護者の病気や急用、休息等の理由によって、一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間の入所または一時的な預かりのサービス（短期入所、日中一時支援）を提供します。

　③　福祉用具の利用支援等

●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなどし、その普及・促進につなげます。

　④　その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実

●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度の障害のある人に、訪問入浴サービス事業を実施します。また、地域において現に住居を求めている障害のある人が低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。

●障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、年金や諸手当の給付、各種の支援・優遇措置等に関する情報提供に取り組みます。

　⑤　サービスの質の向上等

●サービスや相談支援が円滑に提供されるよう、これらの事業者に対して必要な情報等を提供します。また、障害福祉サービスや移動支援等の支給決定基準（ガイドライン）の周知と確実な運用を行うとともに、ガイドラインの基準を超える際は、医療や福祉関係者等で構成する審査会を開催するなどし、障害のある人への適切なサービス提供等に取り組みます。

●サービスや相談支援の事業者に対し、従事者の資質向上のための研修機会の確保や労働法規の遵守、運営状況の評価と結果公表等に取り組むよう指導します。また、集団指導等を通じて、実地指導や請求審査の結果等を共有するなどし、サービスの質の向上を図ります。

●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や保健・医療・福祉等の関係者で構成する自立支援協議会「ガイドライン検討部会」を開催し、各種ガイドラインの運用状況の検証等を行うほか、適切かつ良質なサービス提供のために必要な取組・課題等について共有を図るなど、相互の連携の緊密化に努めます。

（２）相談支援体制

　①　地域での相談支援等の充実

●総合相談機能を有する「基幹相談支援センター」やそれぞれの障害種別を担当する委託相談支援事業所（市内６か所、市外２か所）、市役所、保健所等において、障害特性に配慮したきめ細やかな相談支援に取り組みます。また、これら相談窓口の一層の周知を図ります。

●「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業所等の連絡会や研修会を定期的に開催するほか、「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の事業所等によるネットワーク会議と情報を共有するなどし、地域課題の把握や支援機関の連携強化を図ります。また、兵庫県が設置する専門相談機関（ひょうご発達障害者支援センターなど）と連携して、地域の相談支援体制の充実に取り組みます。

●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や保健・医療・福祉等の関係者で構成する自立支援協議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

　②　ケアマネジメントの提供

●障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、｢サービス等利用計画｣や「障害児支援利用計画」の作成に取り組みます。計画作成の一層の推進に向けては、「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業者の連絡会や研修会を継続的に開催するなどし、事業所への指導・助言や人材育成、連携強化等に取り組みます。

　③　相談員活動の充実

●障害のある人へのピアカウンセリング[[1]](#footnote-1)や公的機関とのつなぎ役を担う相談員に対して、必要な情報提供や新たな制度等の研修を行うとともに、関係団体や兵庫県とも協力しながら、相談員の資質向上や行政機関との連携を図ります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成率 | | 42.9％ | 62.2％ | 70.8％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| サービスを利用する全ての障害のある人（全支給決定者）に対して、「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」の早期作成に取り組みます。 | | | | | |

**基本施策３　　 療育・教育**

障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有するなど、本人やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行うことが求められています。

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が、合理的配慮[[2]](#footnote-2)の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにすることが大切です。

障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるよう条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育[[3]](#footnote-3)システム(包摂する教育制度)の整備を推進することが求められています。

市の現状と課題

**■**障害のある子どもへの療育については、児童発達支援や放課後等デイサービスなど通所サービスの提供や、児童発達支援センター等において、保護者や地域の支援機関への療育指導や各種支援、発達相談等を行っています。また、多様なニーズに対応できる保育サービスが提供できるよう、保育所・園において職員への専門研修や保育内容の充実に取り組んでいます。今後は、これらサービスの質の向上や支援機関による連携の強化、医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実を進めていくことが課題となっています。

**■**特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、少子化の中においても年々増加しており、特別支援学校や特別支援学級の在籍児童数の増加に伴い、全幼稚園、小・中学校に必要な数の特別支援（特設）学級を設置するほか、小・中学校においては、教育支援員、特別支援学級生活介助員、特別支援ボランティアによる計画的なサポートを実施しています。今後は、発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うため、早期からの相談支援の推進や学校園における合理的配慮の提供、教職員の専門性の向上、保護者・学校・関係機関との連携等による切れ目ない一貫した支援の充実を図っていくことが課題となっています。

**■**こころの教育や支援については、学校の道徳や特別活動、総合的な学習時間を利用して、人権について学ぶ機会をつくるほか、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じて、学校との交流や生徒たちの福祉経験等につなげています。また、精神的な不安や様々な悩みを抱える子どもの心のケアや問題の解決に向けて、家庭やスクールカウンセラー、地域の支援機関等と連携を図りながら、その支援にあたっています。子どもたちが抱える悩みやその相談内容が複雑かつ多様化している中、今後は、子どもたちの学びや体験の機会とテーマを広げていくことや相談体制を充実させていくことが課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**

**利用者のうち、事業所と通学先・支援機関  
との情報連携ができていない人が３割以上**

**０～12歳までの障害児通所支援事業所の  
利用率は６～８割と高い**



無回答

**できて**

**いない**

事業所と通学先

・支援機関との

情報の連携状況

できている



（％）

≪障害児通所支援事業所の利用状況≫

**テーマ別部会等の意見より**

〇通所サービスを利用する児童が増える中、通学・通園先と通所事業所との情報共有は、児童への切れ目のない支援や就学相談等にも活かされるため重要です。また、その連携ツールとして「あまっこファイル」が活用されることを望みます。

〇医療的ケア児など特別な支援が必要な子どもの就学相談にあたっては、特に保護者の意見をしっかりと聞くことが大切です。

〇学校における福祉教育の充実に向けては、障害のある人を講師として招くなど、一部の学校で実施されている取組を他の学校へ広げていくことも必要です。

施策の方向性

（１）療育

　①　療育支援の充実

●発達の遅れや課題を抱える子どもに対して、医師の診察や専門職（保健師、公認心理士など）の発達相談等による総合的な発達評価を行い、適切な療育支援につなげます。

●専門的な療育や訓練が必要な障害のある子どもに対して、集団生活への適応訓練等を行うサービス（児童発達支援（医療型・居宅訪問型を含む。）、保育所等訪問支援など）を提供します。また、保護者や地域の支援機関に療育指導や助言等を行う障害児等療育支援事業を実施するとともに、兵庫県が設置する専門支援機関（ひょうご発達障害者支援センターなど）と連携して、地域の支援体制の充実に取り組みます。

●医療的ケアを必要とする子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、保健・医療、障害福祉、教育等の関係者等が参画する「医療的ケア児支援部会」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、地域の支援機関（病院や訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所など）と連携を図るとともに、専門の支援コーディネーターを配置するなどし、支援体制・機能の整備を進めます。

●「あまっこファイル」は誰もが使えるよう市のホームページに掲載するとともに、相談支援事業所や療育支援機関、学校等とも協力しながら、説明会の開催や保護者への周知等に取り組みます。また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有等に活用されていくよう努め、「途切れのない支援」につなげていきます。

●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センター等の関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催し、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

　②　保育の充実

●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の遅れや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行うため、医療機関や相談機関、障害児通所支援事業所等と連携していきます。

●保育所や幼稚園における、限局性学習障害（ＳＬＤ）[[4]](#footnote-4)、注意欠如・多動性障害（ＡＤ/ＨＤ）[[5]](#footnote-5)、自閉症スペクトラム障害（ＡＳＤ）[[6]](#footnote-6)等の早期発見と実態を的確に把握するため、心理判定員等の人材の確保に努めます。

●障害のある子どもや保護者への支援に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。

●障害のある子どもと市内の保育所児童が一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげます。

　③　放課後の支援

●就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス（放課後等デイサービス）や一時的な預かりのサービス（日中一時支援）を提供します。また、児童ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 障害児保育研修の参加者数 | | 559人 | 648人 | 618人 | **→** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある子どもへの保育に関する専門性と質の向上を図るため、継続的に研修を行います。 | | | | | |
| 障害児通所支援事業所と通学先、支援機関との連携状況（※） | | ― | ― | 66.4％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 通所サービスを利用する障害のある子どもの保護者とその通所先、通学先、その他支援機関との連携の向上を図り、切れ目のない支援につなげます。  ※連携できていると答えた障害のある子どもの保護者の割合 | | | | | |
| 子どもの育ち支援センター（いくしあ）における発達相談・診察件数 | | ― | ― | 387件 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 発達や行動に関して気になることや困りごとを抱える子どもやその保護者に対し、相談業務等を実施して必要な支援につなげます。 | | | | | |

（２）インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育

　①　幼・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実

●個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組みます。

●支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にしたうえで、個別の教育支援計画及び個別の教育指導計画を作成し、確実に引き継ぎを行い、関係機関との情報の共有を図ります。

●通常の学級に在籍する支援が必要な幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会において協議を行い、各関係機関と連携し、校内支援体制の強化を図ります。

　②　早期からの相談支援と個に応じた適切な就学（就園）相談の推進

●就学先のいかんにかかわらず、支援が必要な幼児児童生徒に適切な教育を提供するため、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、保護者の意見を最大限に尊重しつつ、総合的な観点から就学先の決定に係る相談を行い、合意形成を図ります。

●就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう関係機関と連携を進め、相談支援体制を整え、就学時に決定した「学びの場」について、個々の幼児児童生徒の発達や適応の状況を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図ります。

　③　学校園間及び関係機関の連携（縦と横の連携）

●支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした教育・保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワークを形成します。

●あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、就学前の各機関、小学校・中学校・高等学校による「縦の連携」と、保護者と在籍校園、「子どもの育ち支援センター（いくしあ）」や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図ります。

　④　あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実

●自立活動の充実を図り、キャリア教育の視点に立った肢体不自由特別支援学校の特色を生かした取組を進め、専門性の向上を図ります。

●市内児童生徒向けの学習会や保護者向けの研修会を充実させるとともに、関係機関との連携による教職員研修の実施、市内学校園への支援など、ニーズに応じた特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。

　⑤　教職員の専門性の向上

●全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るとともに、本市並びに各校園における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や職階に応じた特別支援教育に係る研修体系を構築します。

●特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、学校園全体で教育を展開するという観点から、各校園において管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援（特設）学級担任を要として校園内研修の充実を図ります。

　⑥　特別支援教育についての理解・啓発

●交流及び、共同学習の一層の充実をはじめ、全ての幼児児童生徒が多様性を理解し、尊重し合う共に生きる社会の構成者として、協働して生活する態度を育成します。

●本市の特別支援教育の取組を市のホームページに掲載するなど、広く市民に向けて学校園における特別支援教育の取組について、積極的に情報発信します。

●支援が必要な幼児児童生徒及びその保護者を孤立させないために、講演や研修の情報を地域社会へ広く提供することにより、特別支援教育への理解と啓発に努めます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数（※） | | 2,100件 | 2,562件 | 3,263件 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、個別計画の作成と活用に取り組みます。  ※市立の小・中学校における件数 | | | | | |
| 特別支援ボランティアの配置数 | | 143人 | 85人 | 131人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学習面や行動面等の支援体制の充実を図ります。 | | | | | |
| 巡回相談の実施件数 | | 102件 | 93件 | 46件 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある幼児児童生徒への指導方法や内容、ご家庭との連携等の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対して巡回相談を行います。 | | | | | |

（３）こころの教育・支援

　①　学校教育の中での福祉教育の推進

●障害のある人を取り巻く問題を含め、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくります。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。

　②　教育相談の充実

●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 社会福祉施設における「トライやる・ウィーク」の実施件数 | | 73件 | 76件 | 87件 | **→** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 各学校で実施する「トライやる・ウィーク」の活動業種に社会福祉施設を確保していくことで、生徒の福祉体験や学校との交流等につなげます。 | | | | | |

**基本施策４　　 雇用・就労**

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労が重要という考え方の下、働く意欲がある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人には福祉的就労[[7]](#footnote-7)の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進することが求められています。

一般就労をした障害のある人の職場定着に向けて、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を行うことが求められています。

改正障害者雇用促進法の趣旨等を踏まえ、地方公共団体においても障害者雇用を一層促進していくため、地方公務員の募集や採用、採用後の各段階において、平等取扱いの原則や合理的配慮指針に基づく必要な措置が講じられることが重要となっています。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、地方公共団体は、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立の促進に資するため、障害者支援施設等の受注機会の増大を図るための取組を推進することが求められています。

市の現状と課題

**■**障害のある人の雇用機会については、「就労移行支援」など障害福祉サービスの提供や「障害者就労・生活支援センターみのり」における就労相談や雇用先の開拓・確保など一般就労に向けた支援を行っています。また、市役所において、法定雇用率を遵守した障害者雇用の継続や「障害者活躍推進計画」の推進に取り組むとともに、「障害者就労チャレンジ事業」による職場体験や就労実習を行うなど、障害のある人の就労とその支援を進めています。障害のある人の就労ニーズが多様化し一層高まっている中、今後は、これら支援機関やハローワーク等との連携による就労支援の充実を進めていくことが課題となっています。

**■**障害のある人の多様な就労については、「就労継続支援」など障害福祉サービスの提供や「地域活動支援センター」の運営を支援するほか、障害のある人の工賃向上に資するため、障害者就労施設の物品等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクａｍａ」や企業からの発注を施設につなぐ「共同受注窓口」を開設するほか、市役所の庁舎を活用した販売会「尼うぇるフェア」や企業イベントへの出店等を定期的に行っています。また、市の特定随意契約や障害者優先調達法に基づく調達方針による受注を行うことで、施設の受注機会の確保や販路の拡大につなげています。今後は、これら取組の一層の周知や広報、より効果的な実施に取り組んでいくことが課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**

**働きやすくなるためには、事業主や職場の方たちなどの周囲の人の理解が必要**

≪将来仕事をするときに不安なこと≫

（上位６項目）

≪障害のある方が働きやすくなるために必要な条件≫

（上位６項目）



（％）

（％）

18歳以上

18歳未満

**福祉就労における平均月収は「10,000円未満」が約４割**



（円）

≪福祉就労の平均月収≫

【参考】2018年度の平均賃金・工賃

（％）

**テーマ別部会等の意見より**

〇情報通信機器（ＩＣＴ）の活用は、障害のある人の在宅就労等にもつながるため、それら活用能力を習得する取組も必要です。

〇一般就労はしているが、所得制限によって「障害年金」を受けられない単身世帯の人の生活も非常に厳しい。そういった人への支援も必要です。

施策の方向性

（１）雇用機会

　①　就労に関する支援・相談体制等の充実

●障害のある人の一般就労を支援するため、就労に必要な知識や能力の向上、求職活動、就職後の職場定着などを支援するサービス（就労移行支援、就労定着支援）を提供します。

●障害のある人の就労を支援するため、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において、就労相談や職場内実習など機会の提供、雇用先の開拓・確保、就労定着に向けた支援等に取り組みます。また、障害のある人の就労支援にあたっては、個々の能力や特性に応じた支援に努めるとともに、本人が抱える不安や悩みを十分に理解するなど継続的な支援を行います。

●「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」が中心となり、地域の就労支援事業所等のネットワーク会議を定期的に開催して、課題の共有や連携の強化を図るとともに、兵庫県が設置する専門の就労支援機関（障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど）と連携して、地域の就労支援体制の充実に取り組みます。

●市役所や市の関係機関において、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある職員への合理的配慮や障害特性に応じた多様な形態による任用等に取り組みます。

●市役所において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を継続して実施することで、障害のある人の就労意欲の高揚を図るとともに、一般就労の促進につなげます。

●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「あまのしごと部会」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

　②　企業等への支援・理解の促進

●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度の障害のある人の雇用促進に取り組む「阪神友愛食品(株)」への支援を行います。

●雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等について、企業等の理解促進につなげていくため、各種研修の開催や市のホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知・啓発に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 尼崎市障害者就労・生活支援センターみのりを通じた就労者数 | | 35人 | 54人 | 31人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 尼崎市障害者就労・生活支援センターみのりにおいて、障害のある人の就労の促進とその定着支援に取り組みます。 | | | | | |

（２）多様な就労

　①　多様な形態での就労支援

●一般就労が困難な障害のある人への福祉的就労を支援するため、生産活動など働く機会の提供や、それらの活動に必要な知識や能力の向上等を支援するサービス（就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を提供します。

●障害の状況等に応じた多様な日中活動（生産活動、創作的活動、訓練など）を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。

　②　販路拡大等への支援

●障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立を促進するため、市の調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

●障害者就労施設等の受注機会の確保や販路の拡大につなげるため、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクａｍａ」を活用した広報・販売促進活動や共同受注（発注企業と受注施設のマッチングなど）に取り組みます。また、企業イベントへの出店や市役所内での販売会「尼うぇるフェア」を定期的に開催します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 障害者就労施設の物品等の販売会の実施回数 | | ８回 | 10回 | 16回 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 企業イベントへの出店や市役所での販売会の開催、その広報等に取り組み、施設の受注機会の確保や販路の拡大、障害のある人の工賃の向上につなげます。 | | | | | |

**基本施策５　　 生活環境、移動・交通**

障害のある人が日常生活上の相談援助や介護等を受けながら共同生活を行うグループホーム[[8]](#footnote-8)の整備を促進するとともに、その利用の促進や重度の障害のある人にも対応した体制の充実を図ることが必要です。また、地域で生活する障害のある人の支援の拠点となる「地域生活支援拠点等」の整備や当該拠点による取組を推進していくことが求められています。

公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進することが必要です。

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害のある人が安全に安心して生活できる住環境や移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進など、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進していくことが求められています。

市の現状と課題

**■**障害のある人の生活環境については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等の法制度のほか、本市の「住環境・都市機能」施策における関連計画等により、本市の公共施設と市営住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及等に取り組んでいます。また、障害のある人の地域での住まいとなるグループホームの整備については、「グループホーム等新規開設サポート事業」や国の整備補助の制度を活用して、市内での開設や障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の整備を進めてきており、グループホームの利用促進や地域における課題の共有に向けては、「地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、市内のグループホームの利用（空き）状況の把握や公表、ネットワーク会議の開催に取り組んでいます。今後は、公共施設等の一層のバリアフリー化を進めていくとともに、障害のある人の自立や高齢化等によるグループホームの利用意向を把握しながら、地域のニーズに即した計画的な整備に取り組んでいくことが課題となっています。

**■**障害のある人の移動環境の向上については、「尼崎市地域交通計画」など本市の「住環境・都市機能」施策における関連計画等により、駅とその周辺のバリアフリー化や公共交通の利用環境へのユニバーサルデザインの普及等に取り組んでいます。また、障害のある人の外出や社会参加を支援するため、「障害者等乗合自動車特別乗車証」の交付や「福祉タクシー」・「リフト付き自動車[[9]](#footnote-9)」の利用助成、ヘルパーが個別支援を行う「移動支援事業」など各種事業を実施しています。本市は市域に高低差がほとんどなく、公共交通機関や外出支援サービスの事業所が多いことからも、比較的外出しやすい環境にあるため、これら制度の利用者も多くなっています。今後は、障害のある人の高齢化や重度化も見据えて、これら制度を安定的かつ継続的に実施していくことが課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**

**在宅生活を望む人が多く、そのためには日常生活を支える人が必要**



無回答

ひとりで

暮らしたい

今後の暮らし

の希望

（本人への質問）

その他

施設等を

利用

したい

家族と自宅で暮らしたい



≪本人にとって適している住まいで暮らすために必要なこと≫

（介助者への質問）

（％）

**障害者団体への個別調査結果より**

**グループホームの利用希望は４割以上、そのうち、10年以内に利用を希望する人は半数近く**

≪希望の住まい≫

≪グループホームの利用希望時期≫



（％）

（％）

**47.4％**

**テーマ別部会等の意見より**

〇医療的ケアが必要など重度の障害のある人に対応できるグループホームが少ないため、受け入れを促していけるような取組も必要です。

〇障害のある人が使いやすい公共施設となるよう、建替えや改修の際には、エレベーターの大きさや多目的トイレへのユニバーサルシートの設置など必要な配慮に取り組むことが必要です。

施策の方向性

（１）生活環境

　①　住まいの確保等

●グループホームの整備については、利用ニーズや事業所の運営状況等の把握に努めるほか、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の運営の評価に取り組み、開設補助や国の整備補助の制度を活用することで、計画的な整備の促進を図ります。また、グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。

●障害のある人の地域移行や日常生活上の様々な困りごとに対し、地域全体で支えるサービス提供体制となる「地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、安心した地域生活を支援します。この拠点機能の中核を担う「リレ・くらしサポートセンター」が中心となり、地域生活を支援する指定事業所等のネットワーク会議を定期的に開催して、グループホーム等の利用状況の把握・公表や課題の共有、連携の強化を図るほか、介護者の急病等による緊急時の受け入れ・対応も行うなど、地域の生活支援体制の充実に取り組みます。

●市営住宅の入居者募集時に設けている障害のある人等の優先枠方式を継続します。また、障害のある人の居住の安定の確保に向け、住宅・福祉等の関連分野における連携を強化し、民間団体や事業者等による居住支援の充実を図るとともに、賃貸住宅への入居支援として、障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を行います。

　②　住宅のバリアフリー化

●「尼崎市営住宅建替等基本計画」に基づき、市営住宅の建替えやエレベーター設置に取り組むなど、バリアフリー化を図ります。

●障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅改修に対する支援を行います。

　③　公共施設等のバリアフリー化

●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共・民間建築物や道路、公園等の施設のバリアフリー化に取り組みます。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考えを普及・啓発します。

●公共施設の整備の際は、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保など、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 市内のグループホームの定員数（※） | | 381人 | 413人 | 453人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある人の地域生活への移行を進めるため、市内におけるグループホームの整備促進に取り組みます。  ※市内のグループホームには、隣接市の従たる住居を含む。 | | | | | |

（２）移動環境

　①　公共交通機関の整備等

●誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の充実に向け、「尼崎市地域交通計画」に基づき、駅やその周辺のバリアフリー化など公共交通利用環境のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組みます。

●障害のある人等のための駐車スペースの適正な利用を推進する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の周知に取り組みます。

　②　外出に係る支援

●障害のある人の地域での移動を支援するため、乗合自動車（バス）特別乗車証の交付事業や福祉タクシーの利用料助成事業、リフト付自動車の派遣事業を継続して実施します。

●障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加への支援を行うため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成事業を継続して行うとともに、障害のある人に対する民間交通機関や有料道路等の割引制度の周知に努めます。

●障害のある人の外出や社会参加を支援するため、移動の補助や必要な介助等を行う外出支援サービス（同行援護、行動援護、移動支援事業）を提供します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 乗合自動車（バス）特別乗車証の利用回数 | | ― | 1,805,833回 | 1,830,660回 | **→** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある人の移動や社会参加を支援するため、バスの特別乗車証を継続して交付します。 | | | | | |
| 福祉タクシー利用料の助成件数 | | 68,214件 | 62,214件 | 60,270件 | **→** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある人の活動範囲の拡大と社会参加促進を図るため、福祉タクシー利用料の一部を助成します。 | | | | | |
| リフト付自動車の派遣件数 | | 12,184件 | 12,930件 | 13,502件 | **→** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある人の外出の支援や福祉の向上を図るため、市内の公的機関や医療機関等への送迎を行う、リフト付自動車の派遣費用を助成します。 | | | | | |

**基本施策６　　 生涯学習活動**

障害のある人がその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための活動や取組を横断的かつ総合的に推進していくことが必要です。

障害のある人が身近な地域で円滑にスポーツや文化芸術活動、余暇・交流活動等を行えるよう環境を整備していくことは、社会参加という視点だけでなく、健康づくりや交流の輪を広げるなど生活を豊かにするうえでも重要です。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催によって高まる機運を捉え、障害者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を幅広く推進するとともに、大会開催後においても、得られた成果を活かしつつ、一層の取組を重ねていくことが重要です。

市の現状と課題

**■**障害のある人の生涯学習活動（スポーツ、文化芸術、地域交流など）については、「身体障害者福祉センター」で様々な創作的活動や教養講座、レクリエーション事業を実施するほか、障害のある人を対象としたスポーツ事業の実施や施設の利用助成、「尼崎市障害者（児）スポーツ大会」の開催等により、地域活動や交流の機会づくりに取り組んでいます。今後は、「生涯学習プラザ」等で行われる様々な地域活動の情報発信を行うことや、障害のある人の余暇活動・地域交流の場である「身体障害者福祉会館」の移転に伴い、その施設機能等を向上していくことが課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**

**生涯学習活動をしている人は２割弱、参加促進には情報発信ときっかけづくりが必要**



無回答

している

生涯学習活動

の実施状況

していない



≪実施している生涯学習活動≫

（上位７項目）

（％）

（％）



≪生涯学習活動を推進するために必要な支援≫

**テーマ別部会等の意見より**

〇障害のある人の地域での活動を広げていくには、効果的な啓発を検討するとともに、啓発した後の誘い出しにも力を入れていくことが必要です。

〇障害のある人が講師となり、個々の障害のことや困りごと、具体的な支援方法等について、市民が学べる機会をつくっていくことも効果的です。

施策の方向性

（１）生涯学習活動（スポーツ・文化芸術・地域交流）

　①　施設の整備・改善

●障害のある人が生涯学習活動を通じて、地域での交流や健康の増進、教養の向上を図れるよう、誰もが利用しやすい公共施設等の整備・改善に努めます。

●障害のある人同士の交流活動の場である「身体障害者福祉会館」の老朽化に対応するため、「尼崎市教育・障害福祉センター」への施設移転を進めます。移転にあたっては、バリアフリー改修や情報支援に係る機器の導入、併設施設（身体障害者福祉センターなど）と連携した事業運営を行うなどし、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組みます。

　②　活動機会・環境の充実

●障害のある人が気軽に生涯学習活動を行うことができるよう、創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する「身体障害者福祉センター」と「身体障害者福祉会館」の運営を行います。また、地域の関係機関（地域振興センター、社会福祉協議会など）や団体等と連携して、生涯学習プラザなど地域で行われる様々な学習活動の情報を発信し、その環境づくりに努めます。

●障害のある人のスポーツ活動を推進するため、「尼崎市障害者（児）スポーツ大会」を定期的に開催するとともに、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」等への参加支援・協力を行います。また、「尼崎市スポーツ振興事業団」と連携・協力し、障害のある人を対象としたスポーツ事業の実施や、施設の利用助成等を行うことで、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実に努めます。

●障害のある人の文化芸術活動を推進するため、「尼崎市総合文化センター」等で開催される障害のある人の作品展や各種イベントの広報・周知に取り組むとともに、市が開催・主催するイベント等においても、障害のある人の作品展示を呼びかけるなど、その環境づくりに努めます。

　③　活動の支援

●障害のある人の自らの活動も含め、より多くの市民が障害のある人の生涯学習活動に関心を持ち参加・支援できるよう、地域の関係機関（社会福祉協議会など）と連携してボランティア活動等の推進に取り組みます。また、障害のある人やその家族、地域の住民等が一緒になり、自発的に行う地域活動（ピアサポートや見守り活動、ボランティア活動など）を支援・普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報等を行います。

　④　活動に関する情報提供の充実

●障害のある人の生涯学習活動や交流活動等に関する情報については、市の広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して一層の周知を図るとともに、「身体障害者福祉センター」や「身体障害者福祉会館」において、障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数 | | 32,820人 | 35,011人 | 28,742人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| センターと会館の施設機能の向上や事業内容の充実等に取り組み、利用者数の増加につなげます。 | | | | | |
| 生涯学習活動の実施状況（※） | | ― | ― | 17.4％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 地域で行われる様々な生涯学習活動の情報について、障害特性に配慮した周知を図るなどして、障害のある人の参加につなげます。  ※活動していると答えた障害のある人の割合 | | | | | |
| 尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数 | | 1,270人 | 1,225人 | 1,213人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害のある人やその家族等に対する一層の周知や参加しやすい環境の整備に努めることで、参加者数の増加につなげます。 | | | | | |

**基本施策７　　安全・安心**

障害のある人が地域において、安全・安心に暮らすことができるよう、地域の団体、事業者、行政等との連携の下、様々な防災・防犯対策を講じて、災害等に強い地域づくりを推進していくことが重要です。

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した障害のある人に対する避難支援や、その後の安否確認を行うことができる地域体制を整備するとともに、障害のある人に対して適切な情報の伝達ができるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得ながら、障害特性に配慮した情報伝達の体制を整備していくことが求められています。

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な福祉避難所の確保や、避難所において障害のある人が障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう市町村の取組を推進することが必要です。

犯罪被害や消費者トラブルの防止、被害からの救済を図るため、障害のある人の障害特性に配慮した相談体制や情報提供、関係機関との連携の促進が求められています。

市の現状と課題

**■**障害のある人の防災対策については、「避難行動要支援者名簿」の作成や、消防・警察・民生委員など地域の支援者への名簿の共有、福祉避難所の指定拡大など避難所の充実、様々な媒体を活用した多層的な災害情報の発信等に取り組んでいます。また、市民や事業者など地域の防災意識の向上を図るため、防災に関する講演会を開催するほか、地域の防災活動や防災マップづくりを支援するため、各種講座やセミナーを実施するとともに、それらの機会を通じて、防災に関する啓発活動も行っています。近年、自然災害の発生が多くなっている中、今後は、これらの取組や支援が確実に障害のある人へ届くよう、その働きかけを強めていくとともに、要配慮者（災害時要援護者）に対する個別の避難行動計画の作成支援や障害特性に配慮した情報伝達体制の整備を進めていくことが課題となっています。

**■**障害のある人の防犯対策、消費者保護については、兵庫県警察や兵庫県防犯協会、地域の防犯活動への協力団体等と連携して、犯罪被害の抑止・防止に向けた様々な取組を行っています。また、市役所にある「消費生活センター」において、消費生活にかかわる身近な相談に対する助言や専門機関の紹介などトラブル解決への支援にあたっています。今後は、障害のある人へのより良い支援に向けて、障害特性に配慮した支援体制や環境の整備を進めていくことが課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**



無回答

**あった**

近年の災害時

に困ったこと

なかった



無回答

災害時に

避難する場所

の認知度

知らない

**知っている**

**近年、自然災害が多く、災害時の避難場所の認知度は約６割**

**災害時に備えた準備をしていない人が約４割**



無回答

災害時に

備えた

日頃の準備

**何も**

**して**

**いない**

している

**災害時に備えて日頃から心がけている・準備していること（上位３項目）**

●震災時や緊急時に連絡できるよう、家族や知人等の連絡先を把握している

●災害時に避難する避難場所までの移動ルート・方法等を確認している

●震災時の非常持出品等の中に、障害特性に応じた医薬品や食料等を用意している

**テーマ別部会等の意見より**

〇福祉避難所の指定等にあたっては、受け入れ人数の増加（確保）や施設機能の向上を図るだけでなく、障害の特性や必要な支援等を十分に考慮して、効果的な配置や機能のすみ分け等を検討していくことも重要です。

〇避難所において、障害のある人が必要な情報を円滑に取得することができるよう、支援機器を導入・設置していくことも必要です。

施策の方向性

（１）防災対策

　①　防災対策の充実

●「避難行動要支援者名簿」を作成し、要支援者本人の同意を得て、消防・警察・民生委員など地域の支援関係者への名簿の提供とその活用等に取り組むことで、「顔の見える関係」を基本とした災害時の避難支援体制づくりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者等のうち、特に配慮が必要な人の「避難行動計画（個別支援計画）」の作成に向けた取組を進めていくことで、災害時における避難支援の充実を図ります。

●障害のある人や事業者等の防災意識の向上を図るため、市の情報誌やホームページなど様々な媒体を活用して防災情報等の一層の周知に取り組むとともに、防災をテーマとした市政出前講座や講演会、イベントの開催等に取り組みます。また、地域での自発的な防災活動や防災マップづくり等の実施にあたっては、障害のある人や福祉サービスの事業所等にも参加を促すなどして、地域のつながりや「顔の見える関係」の構築に努め、地域防災力の向上につなげます。

　②　避難のための情報伝達

●災害発生時に障害のある人に対して、迅速かつ確実に避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線の屋外拡声器や戸別受信機の整備を行い、戸別受信機等については、障害者施設等への整備も進めます。また、携帯電話のメール機能やホームページの閲覧機能を活用して防災関連情報等を取得できる「尼崎市防災ネット」の加入者の拡大や聞き逃した防災情報を電話で確認できる「災害情報電話サービス」の提供、地域における情報伝達の仕組みづくりなど、多層的な情報伝達手段の充実に努めます。

　③　避難所の充実

●避難所において障害のある人が、必要な物資等を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、避難所生活においての運営体制の整備やバリアフリーへの配慮に取り組みます。また、手話通訳者やボランティア等との連携を図り、避難所等の支援体制の整備に努めます。

●障害のある人が円滑に避難できるよう、災害時の連絡先や避難場所の周知に努めます。また、指定避難場所における要配慮者避難室の充実や福祉避難所の指定拡大等に取り組むとともに、平常時においても指定された施設等との連携の強化を図ります。

　④　関係機関等との連携

●当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と本市で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催し、本市における防災対策や災害時の支援体制等についての意見交換や課題解決に向けた検討を行うとともに、相互の連携の緊密化に努めます。また、会議で出た意見等は市のホームページに掲載するなどし、その共有を図ります。

●自然災害の発生や感染症の流行時においても、障害のある人が継続して必要な福祉サービス等を受けることができるよう、サービス事業所等における災害対策や業務継続に係る計画作成の推進、連携体制の構築に努めます。

　⑤　緊急通報等の充実

●日常生活における一人暮らしの障害のある人等の安心感の確保や緊急時の早期援護を可能とするため、緊急通報システムの普及と利便性の向上に取り組みます。

●聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用の啓発に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 防災マップの作成地域数 | | 53か所 | 61か所 | 70か所 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 「地域における防災力向上講座」の開催等により、防災マップの作成地域数の増加につなげます。 | | | | | |
| 福祉避難所の指定数 | | 22か所 | 25か所 | 36か所 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 福祉避難所（二次的避難所）の必要数の把握や体制整備に努めるとともに、指定数の拡大に取り組みます。 | | | | | |
| 災害時に避難する場所の認知度（※） | | ― | ― | 58.2％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 多層的な情報伝達手段の活用や地域の団体・関係機関、当事者団体との連携に努め、避難場所や避難経路等の周知に取り組みます。  ※知っていると答えた障害のある人の割合 | | | | | |

（２）防犯対策、消費者保護

　①　防犯対策の推進

●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。また、障害のある人への広報・啓発にあたっては、当事者団体と協力して取り組みます。

●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となる「110番アプリ」や「ファックス110番」（兵庫県警察）の利用の啓発に努めます。

　②　消費者トラブルの防止及び被害からの救済

●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した電話やファックス等による消費生活相談の環境の整備に努めます。また、関係機関等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組みます。

●障害のある人の消費者トラブルの防止や消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相談や講座等をその障害の特性に配慮して適宜実施し、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 犯罪対策や消費者保護に関する講座等の 開催回数 | | 30回 | 29回 | 36回 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害者団体とも連携を図りながら、地域への出前講座等を継続的に実施することで、障害のある人への啓発や被害の抑止につなげます。 | | | | | |

**基本施策８　　権利擁護、啓発・差別の解消**

障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度[[10]](#footnote-10)の利用支援や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の適切な運用など、障害のある人の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。

障害者差別解消法や同法に基づく基本方針・対応要領[[11]](#footnote-11)・対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた着実な取組を推進していくことが求められています。

地域において障害を理由とする差別の解消を進めていくため、地方公共団体においては、障害者団体や事業者、地域の関係機関など多様な主体との連携（障害者差別解消支援地域協議会）により、障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について一層の広報・啓発活動に取り組むことが必要です。

市の現状と課題

**■**障害のある人の権利擁護については、南北保健福祉センター内にある「成年後見等支援センター」と「障害者虐待防止センター」において、それぞれ、成年後見制度に関する相談対応や申立ての支援等と、障害者虐待に関する通報の常時（24時間・365日）の受付や虐待事例への対応等に取り組むとともに、これら制度の周知・啓発や相談支援事業所など地域の支援機関との連携強化に向けた取組も進めています。なお、これら制度が必要となる状況や事例は潜在的なものも多く、周囲の理解や配慮、気づきなどが必要となりますが、未だ制度の認知度は低い状況です。今後は、これら支援に専門性等が求められるため、効果的な周知と支援力の向上を図っていくことが課題となっています。

**■**障害や障害のある人の理解・啓発活動については、地域交流の場となる「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を開催するほか、各地域において「ふれあい学級」や人権啓発に関する講演・研修会など、様々な啓発活動に取り組んでいます。また、障害を理由とする差別の解消に向けては、当事者団体や地域の支援機関等が参画する「障害者差別解消支援地域協議会」を開催して、障害者差別に関する事例の共有やその解消に向けた取組、地域への啓発方法等について協議・検討を進めています。啓発イベントの活性化等により、参加者数の増加や新たな交流の場へのつながりが生まれてきているものの、未だ障害者差別解消法の認知度は低い状況となっています。今後は、「人権文化いきづくまちづくり計画」の取組等とも連携しながら、これら取組の周知・啓発と一層の推進を図っていくことが課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**



無回答

**感じる**

障害による

差別や偏見を

感じること

感じない

**障害による差別や偏見を感じている人が約４割、虐待の通報先を知らない人が６割以上**



無回答

知っている

虐待を受けた

・発見した時の

通報先認知

**知らない**

**差別や偏見を感じる場面**

●人間関係

●街のなかでの視線

●交通機関の利用

●仕事や収入

●店等での対応・態度

●病院や診察所での対応

など

≪障害に対する市民・行政職員の理解の浸透に対する評価≫



**テーマ別部会等の意見より**

〇障害のある人への差別事例や市の対応を公表するなどして、地域への啓発につなげていくことも必要です。

〇障害者差別解消法の地域への周知・啓発にあたっては、障害特性や必要な配慮等をまとめた「啓発パンフレット」を活用するほか、学校の授業や教職員向け研修等への当事者の参加を進めていくことが必要です。

施策の方向性

（１）権利擁護

　①　成年後見制度の利用等による権利擁護の推進

●障害等により判断能力が不十分な人が、財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、「成年後見等支援センター」において、成年後見制度等の利用支援を行います。また、後見には至らないが支援が必要な人に対しては、社会福祉協議会が実施する「日常生活支援事業（福祉サービス利用援助事業）」に対して補助を行うことで、適切なサービス等が提供できるよう努めます。

●「成年後見等支援センター」で窓口相談や専門相談会を実施するなどし、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応するとともに、個別ケースの支援にあたっては、相談支援事業所など関係機関が役割分担のうえ、連携した支援につながるように「地域連携ネットワーク」機能の強化を図ります。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組みます。

　②　障害者虐待防止への取組

●障害者虐待の防止や早期発見に向け、虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、「障害者虐待防止センター」において常時の通報受付体制を確保し、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。

●障害のある人への虐待が発生した場合は、「障害者虐待防止センター」において、被虐待者やその養護者に対する相談・支援等に取り組みます。また、被虐待者の安全の確保や虐待者に対する支援等も重要であるため、センターでのОＪＴ・研修等による人材育成や関係機関との連携強化など支援体制の確保に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 成年後見制度の認知度（※） | | 22.4％ | ― | 28.0％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 「成年後見等支援センター」の広報等とあわせて、地域の関係機関との連携により、さらなる制度の普及・啓発に取り組みます。  ※知っていると答えた障害のある人の割合 | | | | | |
| 障害者虐待の通報先の認知度（※） | | ― | ― | 31.8％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 「障害者虐待防止センター」の広報等とあわせて、地域の関係機関との連携により、さらなる制度の普及・啓発に取り組みます。  ※知っていると答えた障害のある人の割合 | | | | | |

（２）理解・啓発活動と差別解消

　①　理解の促進・啓発

●「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を毎年開催するとともに、イベントの実行委員会や参加メンバー等による交流活動等を通じて、障害や障害のある人、必要な配慮等について、市民の理解促進に取り組みます。

●「障害者週間（12月３日～12月９日）」や「人権週間（12月４日～12月10日）」など、特に障害福祉や人権問題に関心を持ちやすい時期での啓発活動に取り組みます。また、市民の障害福祉への関心が高まるよう、広報紙等を通じて啓発を進めるとともに、家庭等の身近なところでの福祉教育を推進します。

●障害のある人やその家族、地域の住民等が一緒になり、自発的に行う地域活動（理解促進、普及・啓発活動など）を支援・普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報等を行います。

●教養や文化・レクリエーション等を目的とする学習の場「ふれあい学級」を定期的に開催し、障害のある人と地域の住民等が交流する機会を創出することで、参加者の相互理解を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力に努めます。

●障害のある人に配慮した施設であることや外見からは分かりにくい内部障害など様々な障害について分かりやすく表示する「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が優先利用する設備や施設等における配慮等について、理解の向上につなげます。

　②　差別解消への取組の充実

●障害のある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、障害者差別解消法の趣旨や重要性、障害の特性や必要な配慮等について、市民や事業者など地域への周知・啓発を進めます。また、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催して、差別事例の共有やその解消に向けた取組、地域への効果的な啓発手法等について協議します。

●障害を理由とする差別の相談等に対して、障害福祉の窓口をはじめ、庁内関係部局で適切に対応するとともに、相談内容や対応事例等の共有を図ります。また、必要に応じて、人権相談の窓口や「兵庫県障害者差別解消相談センター」につなげるなど、連携を図ります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 障害者差別解消法の認知度（※） | | 11.3％ | ― | 14.0％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 市の人権施策や職員研修等とあわせて、「障害者差別解消支援地域協議会」で効果的な啓発手法等を協議し、さらなる制度の普及・啓発に取り組みます。  ※知っていると答えた障害のある人の割合 | | | | | |
| 障害をテーマとした啓発事業等の開催回数 | | 13回 | 23回 | 13回 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害者差別解消法や市の人権施策等の趣旨に鑑み、保健や福祉、教育、人権など様々な分野において理解・啓発事業の開催に取り組みます。 | | | | | |
| ふれあい学級への参加者数（※） | | 188人 | 282人 | 193人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 関係団体等との連携・協力に努め、学習内容や交流機会の充実に取り組みます。  ※参加者数は、ふれあい学級の３学級（「いきいき学級（肢体障害）」、「やまびこ学級（聴覚障害）」、「ひかり学級（視覚障害）」）における実績の合計。なお、ふれあい学級のうち「やまびこ学級」と「ひかり学級」については、県事業（それぞれ「くすの木学級」、「青い鳥学級」）として、阪神間の各市町（７市１町）と合同で開催。 | | | | | |

**基本施策９　　情報・コミュニケーション、行政等における配慮**

障害のある人が円滑に必要な情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性に配慮した支援機器やサービスの提供等による環境整備に取り組み、情報の利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上していくとともに、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進など意思疎通支援の充実を図ることが重要です。

障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、行政手続や選挙等において必要な環境整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うとともに、行政情報の提供等にあたっては、情報通信機器（ＩＣＴ）等の利活用も検討するなど、利用のしやすさへの配慮に努めることが重要です。

行政機関の職員等に対して、より一層の理解促進が必要な障害や外見からは分かりにくい障害の特性、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に求められる配慮等を含めて必要な研修を実施するなど、行政窓口における配慮や対応力の向上を図っていくことが必要です。

市の現状と課題

**■**障害のある人の情報取得やコミュニケーションへの支援については、市の広報物（市報あまがさきや市議会だよりなど）の点訳・音訳化やホームページの利便性の向上のほか、手話通訳や要約筆記等を行う意思疎通支援者の派遣・養成事業の充実を図り、その継続的な実施に取り組んでいます。また、「尼崎市手話言語条例」を制定・施行し、手話やろう者への理解、手話の普及等に向けて、市民向けの様々な啓発事業を行うとともに、「手話言語条例施策推進協議会」において、その効果的な実施や広報について協議を進めています。今後は、これら取組の効果的な実施や情報支援に係る機器の活用等による、様々な障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援を進めていくことが課題となっています。

**■**行政サービス等における配慮については、市職員が障害や障害のある人への正しい理解を持ち、支援を求める障害のある人に対して合理的な配慮が提供できるよう、障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」や手話等の研修を定期的に実施しています。今後は、これらの取組の徹底と充実を図ることで、本市の職員の資質と行政サービスの質の向上につなげていくことが課題となっています。

**● 市民の声 ●**

**アンケート調査結果より**

**障害種別でコミュニケーション手段・手法が大きく違うため、**

**それぞれの特性に応じた情報発信・支援が必要**





無回答

市役所からの

情報発信への

取得状況

**不十分**

十分

（％）

≪市役所からのお知らせ等の情報の入手先≫

（上位５項目）

≪会話やコミュニケーションを図る際に用いる手段・手法≫　※各障害種別の回答者数における割合

（％）



**障害者団体への個別調査結果より**

**ご自身ではスマホなどの活用、行政にはボランティアの育成や派遣が望まれている**

**≪自分自身がしたいこと≫**

●スマートフォンの活用（30件）

●電話リレーサービスへの登録（５件）

**≪行政に支援してほしいこと≫**

●ボランティアの育成・派遣の調整（21件）

●スマホ活用のための講習会の開催（６件）

**テーマ別部会等の意見より**

〇市からのお知らせ等を広報紙に掲載する際は、まず、ファックスやメールでの問い合わせが可能かどうかを記載しておくことが大切です。

〇手話の普及・啓発にあたっては、市民向け講座の開催手法を工夫するなど、参加者の増加に向けて、さらに注力していくことが必要です。

〇手話は単なるコミュニケーションの手段ではなく、一つの「言語」として存在することの意義や背景等もあわせて啓発していくことが大切です。

施策の方向性

（１）情報の利活用のしやすさとコミュニケーション支援

　①　情報提供の充実

●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」や「市議会だより」、「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」や「あまがさき介護保険だより」等についても一部を点字で作成します。また、市のホームページの活用や情報支援に係る機器の導入など障害特性に配慮した情報取得の環境づくりに取り組み、一層の広報と利便性の向上に努めます。

●点字プリンターの一層の活用を図り、手続きに係る案内等の要望を踏まえながら市役所からの発送文書の一層の点字化に取り組みます。

●視覚障害のある人等に対して、対面朗読や点字図書・録音図書の郵送貸出を行います。また、点字作業の実演や支援機器を紹介するなどし、障害のある人への配慮等について啓発します。

　②　意思疎通支援の充実

●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業の継続的な実施と一層の周知に取り組むとともに、遠隔手話サービスを導入するなど支援の充実を図ります。また、意思疎通支援者の確保に向けて、養成講座の受講促進や受講者の課程修了につなげるため、各講座の周知や受講者に対する支援等に取り組みます。

●「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話とろう者への理解や手話の普及の一層の推進に向けて、市民を対象とした手話講習会など様々な啓発活動を行うとともに、「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携・協力しながら、地域への周知に取り組みます。また、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」を定期的に開催して、手話関連施策の評価・検証や地域課題の共有、地域への効果的な啓発手法等について協議します。

●障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けて、施設移転により情報支援に係るバリアフリー改修を行う「身体障害者福祉会館」と併設施設となる「身体障害者福祉センター」に情報支援に係る機器を導入し、それら施設機能を活用して、障害のある人の情報取得や伝達等を支援します。また、施設の「福祉避難所」としての役割も考慮し、災害や緊急時における円滑な情報支援について施設管理者等と協議を行うとともに、こうした取組の手法や効果を様々な事業や取組への展開につなげます。

　③　講座の開催

●身体障害者福祉センターにおいて、点字や手話、パソコン、スマートフォンなど情報支援に関する各種講座を開催します。また、開催にあたっては障害特性に配慮した周知方法に努めるとともに、利用者等のニーズを把握するなど、講座内容の充実に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 市役所からの情報の取得状況（※） | | ― | ― | 55.3％ | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害特性に配慮した情報取得の環境づくりを進め、市が発信する情報の利活用のしやすさにつなげます。  ※取得できていると答えた障害のある人の割合 | | | | | |
| 市民向け手話啓発講座（※）の参加者数 | | ― | 56人 | 30人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携した周知・広報とあわせて、「手話言語条例施策推進協議会」で効果的な啓発手法等を協議し、参加者の増加につなげます。  ※手話言語普及啓発事業で開催する各種啓発講座 | | | | | |
| 点字・録音図書の利用者数 | | 5,331人 | 4,891人 | 4,476人 | **↗** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 点字・録音図書の郵送貸出やボランティアグループとの協働を推進し、障害のある人の読書活動の支援等に取り組んでいきます。 | | | | | |

（２）行政サービス等における配慮

　①　市職員等の理解と配慮

●障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市職員に対して「職員対応要領」に関する研修を行うとともに、管理職に対しては、職場における合理的配慮の研修を行います。また、研修受講者を募集する際は、情報支援など必要な配慮を行います。

●市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や手話・筆談等に関する研修等を実施するとともに、情報支援に係る機器の導入や市が主催するイベント等への意思疎通支援者の配置を行うことで、適切な対応に取り組みます。

　②　選挙に関する配慮

●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票所内の設備・備品の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。

●投票用紙への記載が困難な選挙人に対して選挙事務に従事する職員が代理で投票を補助するなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知等を図ります。また、指定施設等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標 | | 現状 | | | 方向性 |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 職員の合理的配慮に対する理解の浸透状況（※） | | ― | ― | 51.0％ | **↘** |
| 【取組方向】 |  | | | | |
| 障害がある人への合理的配慮に関する様々な研修を定期的に実施するなどし、市職員の理解の浸透につなげます。  ※合理的配慮を知らない市職員の割合 | | | | | |

1. ピアカウンセリング

   医療・心理・福祉等の専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安等を共有する仲間（ピア）の間で、相互的に心理的サポートをし合うこと。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 合理的配慮

   障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで、社会的障壁を取り除くため、状況等に応じて行われる配慮。過度の負担にならない範囲で選択する必要がある。 [↑](#footnote-ref-2)
3. インクルーシブ教育

   様々な理由で、学校教育から排除されている子どもたちを包摂（包み込む）する教育。なお、障害者権利条約では、インクルーシブ教育システムについて、障害のある子どもが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 限局性学習障害（ＳＬＤ）

   話し言葉や書き言葉、計算、運動等に関する基礎的な学習過程に障害がある状態。一般的知能レベルに問題はないのに計算だけができない、文章が読めない、あるいは運動ができない等の症状が見られる。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 注意欠如・多動性障害（ＡＤ/ＨＤ）

   明らかな脳障害は認められないが、多動等の行動異常を示す症状。落ち着きがなく気が散りやすい、静かに遊んだり勉強をしたりすることができない等の特徴がある。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 自閉症スペクトラム障害（ＡＳＤ）

   相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の３つの特徴がある。スペクトラムとは、連続体という意味で、広汎性発達障害（ＰＤＤ）とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害が含まれ、本質的には同じ１つの障害単位だと考えられている。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 福祉的就労

   地域活動支援センターや就労継続支援事業等において、障害の状況に応じた作業等を行い、一定の工賃を得ている状態。企業等に就労している形態をさす一般就労と対比的に使われる。企業等における就労に近い労働の状況から生きがい的な生産活動までを含めて広く使われている。 [↑](#footnote-ref-7)
8. グループホーム（共同生活援助）

   障害のある人が、入浴や排せつ、食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を受け、共同で生活する住居。 [↑](#footnote-ref-8)
9. リフト付き自動車

   身体障害のある人が車いすに乗ったままで乗降できるようリフトが付いた自動車。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 成年後見制度

    知的障害、精神障害、認知症等の理由で判断能力の不十分な方々が被害や不利益を被らないよう、不動産や預貯金等の財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約等に対して支援を行う制度。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 対応要領（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に基づく対応要領）

    国及び独立行政法人等においては、当該機関の職員による適切な取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされており、地方公共団体等においては、努力義務とされている。 [↑](#footnote-ref-11)